

要支援１・２の方が受けられるサービス

介護予防・日常生活支援総合事業のサービス		
在宅サービス	介護予防訪問介護 (ホームヘルプサービス)	自力で困難な行為について、同居家族や地域の支援が受けられない場合に、ホームヘルパーによるサービスが受けられます。
	介護予防通所介護 (デイサービス)	施設で、食事や生活行為向上のための支援を行うほか、その人の目標に合わせた選択的サービスを提供します。

介護予防サービス		
在宅サービス	介護予防通所リハビリテーション (デイケア)	施設や病院などで、食事などの日常生活の支援やリハビリテーションを行うほか、その人の目標に合わせた選択的サービス(運動器の機能向上、栄養改善、口腔機能向上)を提供します。
	介護予防訪問入浴介護	自宅に浴室がない場合や、施設での入浴が困難な場合などに限定して訪問による入浴介護が受けられます。
	介護予防訪問リハビリテーション	自宅での生活行為を向上させる訓練が必要な場合に、理学療法士や作業療法士、言語聴覚士が訪問してリハビリテーションを行います。
	介護予防訪問看護	介護予防を目的とした療養上の世話や診療の補助を、看護師が自宅を訪問して行います。
	介護予防居宅療養管理指導	医師、歯科医師、薬剤師などが自宅を訪問し、介護予防を目的とした療養上の管理や指導を行います。
	介護予防福祉用具貸与	介護予防を目的とした福祉用具について貸与を行います。(歩行器、工事不要の手すり、スロープ等)
	特定介護予防福祉用具購入	介護予防を目的とした入浴や排泄に使用する福祉用具を販売します。
	介護予防住宅改修	手すりの取り付けや段差解消などの住宅改修を行えます。(20万円が上限です。)
	介護予防短期入所生活介護/療養介護 (ショートステイ)	施設や病院などに短期間入所し、介護予防を目的とした日常生活上の支援や機能訓練などが受けられます。
	介護予防特定施設入居者生活介護	有料老人ホームなどに入居し、介護予防や日常生活の支援や介護を受けられます。
地域密着型サービス (原則として他市町村のサービスは受けられません)	介護予防認知症対応型通所介護	認知症の方が、デイサービスを行う施設で、日常生活上の世話や機能訓練などの介護予防を目的とするサービスを受けられます。
	介護予防認知症対応型共同生活介護 (グループホーム)	認知症の方が、共同生活をする住居で、日常生活上の世話や機能訓練などの介護予防を目的とするサービスを受けられます。 ※ 要支援２の人のみ利用できます。
	介護予防小規模多機能型居宅介護	通所を中心に、利用者の選択に応じて訪問サービスや泊りのサービスを組み合わせて多機能なサービスを提供します。

※介護保険のサービスは、所得に応じて利用料の１～３割の自己負担で利用できます。自己負担が高額になる場合や低所得の方を対象にした利用料の負担軽減制度もあります。また、65歳以上の高齢者を対象にした【一般介護予防事業】も実施しています。詳細については、高齢介護グループ（電話 072-366-0011 FAX072-366-9696）にお問い合わせください。